

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年7月29日
【四半期会計期間】	第82期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	株式会社ディスコ
【英訳名】	DISCO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関家 一馬
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北二丁目13番11号
【電話番号】	(03)4590-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役サポート本部長 田村 隆夫
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区大森北二丁目13番11号
【電話番号】	(03)4590-1099(IR室直通)
【事務連絡者氏名】	常務取締役サポート本部長 田村 隆夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第81期 第1四半期 連結累計期間	第82期 第1四半期 連結累計期間	第81期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (百万円)	32,760	35,654	141,083
経常利益 (百万円)	8,085	9,116	38,314
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	5,748	6,473	27,653
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,268	6,239	26,498
純資産額 (百万円)	208,632	220,683	226,890
総資産額 (百万円)	251,515	275,058	274,325
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	160.00	179.90	769.56
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	159.16	179.07	765.58
自己資本比率 (%)	82.4	79.8	82.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 前第1四半期連結会計期間の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)等を適用しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間（以下、当期）は、5G関連のスマートフォンや基地局向けを中心に半導体全般で需要が高まり、顧客の設備投資は高い水準で推移しました。

新型コロナウイルスの影響が懸念されましたが、顧客は投資計画を崩さなかったことから、当社の精密加工装置の出荷は半導体の量産用途を中心に大幅に増加し、四半期としては過去最高の出荷額となりました。消耗品である精密加工ツールは、顧客の高い設備稼働率に比例し需要が着実に増えたことから、ダイシングブレード、グラインディングホイールともに高水準の出荷が続きました。

こうした状況のなか当期の業績は前年同期と比べると、顧客の検収状況により精密加工装置の売上は前年並みとなり、精密加工ツールの出荷は増加して高水準だったことから連結売上高は増加、GP率は製品構成の変化などにより上昇、販売管理費は微増に留まったことから、営業利益は前年同期と比べて約3割増加しました。

以上の結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	356億54百万円	（前年同期比	8.8%増）		
営業利益	92億83百万円	（前年同期比	30.3%増）	営業利益率	26.0%
経常利益	91億16百万円	（前年同期比	12.7%増）	経常利益率	25.6%
親会社株主に帰属する四半期純利益	64億73百万円	（前年同期比	12.6%増）	純利益率	18.2%

(2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末（以下、前期末）と比べ7億33百万円増加して2,750億58百万円となりました。これは、主に配当金の支払いによって現金及び預金が減少したものの、たな卸資産が増加したことによるものです。

負債は、前期末と比べ69億40百万円増加して543億75百万円となりました。これは、主に流動負債その他に含まれる前受金が増加したことによるものです。

純資産は、前期末と比べ62億7百万円減少して2,206億83百万円となり、自己資本比率は前期末から2.4ポイント低下の79.8%となりました。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3,716百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年7月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	36,010,671	36,010,671	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	36,010,671	36,010,671	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日 (注)	54,900	36,010,671	132	20,926	132	22,008

(注)新株予約権の行使による増加であります。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,916,200	359,162	-
単元未満株式	普通株式 34,571	-	-
発行済株式総数	35,955,771	-	-
総株主の議決権	-	359,162	-

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ディスコ	東京都大田区大森北二丁目13番11号	5,000	-	5,000	0.01
計	-	5,000	-	5,000	0.01

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できておりませんが、自己株式については把握できております。当第1四半期会計期間末日現在の自己名義所有株式数は5,010株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.01%)であります。
なお、他人名義の株式は所有していません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。
なお、2020年7月1日付で、次のとおり役職の異動を行っております。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常務取締役 サポート本部長 総務部長	常務取締役 サポート本部長 人財部長 総務部長	田村 隆夫	2020年7月1日

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	87,909	82,382
受取手形及び売掛金	25,614	28,298
商品及び製品	17,318	22,217
仕掛品	14,373	14,087
原材料及び貯蔵品	18,677	19,723
その他	6,153	4,291
貸倒引当金	56	55
流動資産合計	169,990	170,946
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	47,334	47,474
その他(純額)	46,080	47,061
有形固定資産合計	93,415	94,536
無形固定資産		
投資その他の資産	319	286
その他	10,616	9,305
貸倒引当金	16	16
投資その他の資産合計	10,599	9,288
固定資産合計	104,334	104,112
資産合計	274,325	275,058
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,726	4,576
電子記録債務	10,301	14,610
未払法人税等	3,509	2,800
賞与引当金	9,861	6,481
その他の引当金	470	529
その他	17,034	24,831
流動負債合計	46,905	53,829
固定負債		
負債合計	529	545
負債合計	47,435	54,375
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,793	20,926
資本剰余金	22,781	22,914
利益剰余金	181,239	175,237
自己株式	29	29
株主資本合計	224,785	219,048
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	368	241
為替換算調整勘定	366	246
退職給付に係る調整累計額	18	17
その他の包括利益累計額合計	754	505
新株予約権	1,212	975
非支配株主持分	138	153
純資産合計	226,890	220,683
負債純資産合計	274,325	275,058

(2)【四半期連結損益及び包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	32,760	35,654
売上原価	13,792	14,248
売上総利益	18,967	21,406
販売費及び一般管理費	11,842	12,122
営業利益	7,124	9,283
営業外収益		
受取利息	16	8
持分法による投資利益	223	6
為替差益	480	-
受取賃貸料	18	34
助成金収入	176	63
その他	73	32
営業外収益合計	989	146
営業外費用		
売上割引	15	8
為替差損	-	288
減価償却費	8	13
その他	4	3
営業外費用合計	28	313
経常利益	8,085	9,116
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産除売却損	23	8
投資有価証券評価損	-	17
特別退職金	20	5
建物解体費用	137	-
特別損失合計	181	32
税金等調整前四半期純利益	7,904	9,084
法人税、住民税及び事業税	203	1,769
法人税等調整額	1,943	828
法人税等合計	2,147	2,597
四半期純利益	5,756	6,486
(内訳)		
親会社株主に帰属する四半期純利益	5,748	6,473
非支配株主に帰属する四半期純利益	8	13
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	592	24
退職給付に係る調整額	0	0
持分法適用会社に対する持分相当額	105	222
その他の包括利益合計	487	247
四半期包括利益	5,268	6,239
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,268	6,224
非支配株主に係る四半期包括利益	0	15

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	1,478百万円	1,525百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,472	208	2019年3月31日	2019年6月26日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	12,474	347	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益(円)	160.00	179.90
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	5,748	6,473
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	5,748	6,473
普通株式の期中平均株式数(千株)	35,926	35,980
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 (円)	159.16	179.07
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	190	166
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

(重要な新株予約権の発行)

2020年7月21日開催の当社取締役会において、会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、2004年6月に廃止した取締役の退職慰労金の支給に代えて、当社の執行役員に対し、当社執行役員制度の充実に伴い、それぞれ株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることおよびその内容について下記のとおり決議いたしました。

記

- | | |
|---|---|
| (1) 新株予約権の数 | 32個 |
| (2) 新株予約権の目的となる株式の数 | 3,200株 |
| (3) 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| (4) 新株予約権の割当日 | 2020年8月5日 |
| (5) 新株予約権発行の際の払込金額 | オプション評価理論に基づく「ブラック・ショールズ・モデル」により算出される価額とする。新株予約権発行の際の払込金額については、対象者の報酬請求権と相殺を行うため、現金による払い込みは行われないものとする。 |
| (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり100円とする。 |
| (7) 新株予約権の行使期間 | 自 2020年8月6日
至 2040年8月5日 |
| (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 |
| (9) 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任(再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役を退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、2039年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。
また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。 |
| (10) 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要する。質入その他の処分は認めない。 |

(重要な新株予約権の発行)

2020年7月21日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役および執行役員（以下、「対象者」という。）に対し、当社の業績と対象者の受ける利益とを連動させることにより、当社の業績向上へのインセンティブを与え、対象者の利害を当社株主の利害と可及的に一致させることにより、当社の業績向上に対する対象者の意欲や士気を高め、当社の業績を向上させることを目的として新株予約権を割り当てることおよびその内容について下記のとおり決議いたしました。

記

- | | |
|---|--|
| (1) 新株予約権の数 | 109個 |
| (2) 新株予約権の目的となる株式の数 | 10,900株 |
| (3) 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| (4) 新株予約権の割当日 | 2020年8月5日 |
| (5) 新株予約権発行の際の払込金額 | 新株予約権の発行時点における新株予約権の公正なオプション価値を著しく下回らない価額として、「ブラック・ショールズ・モデル」により算出した本新株予約権の公正価額を払込金額とする。ただし、当該払込金額の払い込みに代えて、会社法第246条第2項の規定に基づき、対象者が当社に対して有する報酬債権と相殺することとするため、金銭の払い込みを要しないものとする。 |
| (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権の行使に際し、新株予約権1個につき出資される財産の価額は、次に定める株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。当初の行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、新株予約権発行の日の前日の終値とする。 |
| (7) 新株予約権の行使期間 | 自 2022年8月6日
至 2028年8月5日 |
| (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 |
| (9) 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。なお、当社または当社子会社以外の会社より当社または当社子会社に出向中の対象者が出向解除により出向元の会社へ帰任した場合は、当社の取締役、執行役員もしくは従業員または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと扱い、また任期満了により退任または定年退職した対象者が当社または当社子会社に従業員として再雇用された場合は、当社の取締役、執行役員もしくは従業員または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと取り扱わないものとする。 |
| (10) 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要する。質入その他の処分は認めない。 |

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年7月29日

株式会社ディスコ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関根 義明 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディスコ及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。